

お気軽にお電話を
女性の人権ホットライン

岐阜地方法務局は、女性の人権を守る全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間に合わせ、電話相談所を開設します。

夫・パートナーからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員などが電話で応じます。相談は無料で、秘密は厳守されますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

詳しくは、岐阜地方法務局大垣支局（☎78-3347）へ。



ご相談は… ☎ 0570-070-810 へ

- ◆開設期間／11月12日(月)～18日(日)
- ◆相談時間／月～金曜日 午前8時30分～午後7時
土・日曜日 午前10時～午後5時
- ◆相談員／人権擁護委員、法務局職員

11/12～25

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

国連は、11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」としています。これに呼応して、日本でも毎年、11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」の期間としています。

本来、暴力は、その性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する夫やパートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどは、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市、西濃県事務所、大垣市男女共同参画推進連絡協議会は、街頭啓発を行い、女性に対する暴力のない社会づくりを進めます。

街頭啓発

- ◆とき／11月17日(土) 午後0時30分～1時
- ◆ところ／大垣城ホール、大垣駅通り
- ◆問合せ／男女共同参画推進室(☎47-8549)へ

定住促進

大垣で暮らそう

～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。

詳しくは、市HPをご覧ください。①は高齢介護課（☎47-7424）、②～④は住宅課（☎47-8184）へ。

① 三世代で暮らそう！(転居費用を補助)

＜三世代同居促進事業＞

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①高齢者(65歳以上)のみの世帯に、二世帯以上の子と孫(64歳以下)が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人
- ②三世代同居をする住宅を生活の本拠とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4(上限8万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内



② 親元近くで暮らそう！(転居費用を補助)

＜子育て世代近居支援事業＞

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人
- ②親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内

※①と②の転居費用補助の重複申請はできません

③ 新居をかまえて子育てを！(住宅取得を支援)

＜子育て世代等住宅取得支援事業＞

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併設住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、申請時に借入金残高が100万円以上ある人

▶助成期間…3年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで

▶助成金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回助成(最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内



④ リフォームした中古住宅で子育てを！

＜子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業＞

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

事前申請必要

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人
- ②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- ④市税等を完納している人
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については建築課(☎47-8436)へ

▶助成金額…リフォーム費用の10分の1(上限20万円)を1回助成 ※リフォーム工事費は20万円以上であること

▶申請(実施計画書提出)期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前